平成２３年（フ）第１４５号
青森県北津軽郡鶴田町大字野木字上藤森36番地
債務者　乗田　利春
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４７３号
名古屋市緑区乗鞍１丁目2001番地　県営鳴丘住宅１棟202号
債務者　光村　眞弓
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５０３号
愛知県東海市名和町南三宅山７番地
債務者　平本　利絵
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９７０号
北九州市小倉南区中曽根４丁目23番28号
債務者　伊東　克也
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９７３号
北九州市小倉北区馬借１丁目８番25―406号
債務者　岡部　治美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９８７号
北九州市小倉北区高尾１丁目17番７号
債務者　杉本　直之
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９０号
青森県八戸市日計５丁目３番25号、住居表示変更前青森県八戸市大字河原木字根岸16番地８
債務者　沼畑滿洲子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第９８８号
北九州市小倉南区上貫１丁目４番24号
債務者　黒木　伸作
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４５号
山口県光市上島田５丁目10番２号
債務者　清水　　衛
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１４６号
山口県光市上島田５丁目10番２号
債務者　清水千惠美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１５７号
山口県光市島田７丁目８番３―204号
債務者　大江　和重
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１６２号
山口県下松市古川町３丁目２番16号
債務者　井上　**琢**磨
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１６３号
山口県下松市古川町３丁目２番16号
債務者　井上　美佳
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２９７２号
神奈川県海老名市中央３丁目５番３―902号
債務者　藤本　昌子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２６３号
横浜市中区本郷町２丁目34番地　久保方
債務者　工藤　綾子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０４号
静岡市葵区松富２丁目４番67―103号
債務者　永野　英樹
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６９号
岡山市北区原481番地
債務者　藤井　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部